

第 56 号 議 案

令和 7 年 11 月 28 日
任 用 給 与 課

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

1 改正事項

- (1) 警察行政職員の再採用制度の導入
- (2) 自動車整備士の採用基準の見直し
- (3) 栄養士の採用基準の見直し
- (4) 警察官の昇任試験等の見直し
- (5) 警察行政職員の昇任選考の見直し

2 改正内容

改正概要及び新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

警視庁職員任用規程の改正概要

【事項 1】警察行政職員の再採用制度の導入

○ 概 要

かつて警察行政職員であった者の再採用制度についての規定を新設

○ 改正理由

採用数の減少に対応し、即戦力となる人材の確保を図るため

【事項 2】自動車整備士の採用基準の見直し

○ 概 要

- ・選考基準に、自動車整備士の養成施設課程の修了者（同一年度内に修了見込みの者を含む。）を追加
- ・選考基準の年齢の引上げ

○ 改正理由

受験者数の減少に対応し、受験者の増加を図るため

【事項 3】栄養士の採用基準の見直し

○ 概 要

選考基準に、管理栄養士の免許取得者又は栄養士若しくは管理栄養士の免許の取得見込み者を追加

○ 改正理由

栄養士法の改正に伴い、採用基準を改正する

【事項 4】警察官の昇任試験等の見直し

○ 概 要

- ・各級昇任試験及び選抜昇任における専門種別を廃止、一般種別に一本化
- ・警部補昇任試験における教練、点検、礼式及び逮捕術を廃止し、巡査部長昇任試験における逮捕術を廃止

○ 改正理由

- ・各部門の専門性の向上等を踏まえ、専門種別を別建てで設定する意義が薄れていますため。
- ・各級昇任試験で審査すべき能力及び日々の訓練の状況を踏まえ、試験科目に設定する必要性は薄れていますため。

【事項 5】警察行政職員の昇任選考の見直し

○ 概 要

警察行政職（事務）の副主査職昇任選考及び係長職昇任選考における出題科目の常識を廃止

○ 改正理由

改めて昇任選考において検証する必要性は薄れており、より実務に即した選考内容とするため

主な改正内容は以下の通り。

項目 該当条文	内容
採用の方法 第7条第1項 第2号(新設)	<p>【事項1 警察行政職員の再採用制度】</p> <p>選考による採用区分に警察行政職員の再採用制度を追加</p> <p>(2) <u>かつて、警視庁の警察行政職員であった者を、その者の経歴に相当した職級以下の警察行政職員として採用するとき。</u></p> <p>※第2号の新設により、号ずれが発生</p>
選考による採用 第9条第2項(新設) 第3項(新設)	<p>【事項1 警察行政職員の再採用制度】</p> <p><u>警察行政職員の再採用により採用する場合の要件を規定。あわせて、警察行政職員の再採用の選考基準及び方法を別表3の2で整備。</u></p> <p>※警察行政職員の経験者採用選考の選考基準の記載について、規程を整理</p>
警察行政職員の採用選考基準 別表第3(第9条関係)	<p>【事項2 自動車整備士の採用基準の見直し】</p> <p>自動車整備士及び栄養士の採用選考基準について、以下の通り規定</p> <p>○自動車整備士</p> <p>(経歴・免許等)</p> <p>「自動車整備士の技能検定に合格した者」</p> <p>⇒ <u>自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者(同一年度内に修了する見込みの者を含む。)</u></p> <p>(年齢)</p> <p>40歳未満 ⇒ <u>50歳未満</u></p> <p>【事項3 栄養士の採用基準の見直し】</p> <p>○栄養士 ※栄養士法の改正に伴い、6月24日の人事委員会にて一般基準を改正済み。</p> <p>(経歴・免許等)</p> <p>「栄養士の免許を有する者」</p> <p>⇒ <u>栄養士若しくは管理栄養士の免許を有する者又は栄養士若しくは管理栄養士の免許を取得見込みの者</u></p>

<p>第9条第2項に規定する者の採用選考基準及び選考方法</p> <p>別表第3の2（第9条関係）（新設）</p>	<p>【事項1 警察行政職員の再採用制度】</p> <p>警察行政職員の再採用について、選考基準・方法を以下の通り規定 (警察行政職員の再採用の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選考基準 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な職務経験年数：1年以上の勤務実績を有する者 ・年齢：65歳未満である者 ○選考方法 <ul style="list-style-type: none"> ・一次選考：適性検査（心理）、筆記検査 ・二次選考：身体検査、面接検査 <p>※別表第3の2の新設により、別表の番号ずれが発生</p>
<p>職級基準（I）任用資格基準表</p> <p>別表第6（第13条関係）備考3</p> <p>職級基準（II）任用資格基準表</p> <p>別表第7（第26条関係）備考7（新設）</p> <p>職級基準（III）任用資格基準表</p> <p>別表第21（第26条関係）備考2（新設）</p>	<p>【再採用職員の在籍年数】</p> <p>上位の職に任用されるために必要な在職年数について、<u>過去に警視庁警察官及び警察行政職員として在職した年数に、再採用制度により採用されてからの在職年数を加えたものとする。</u></p>
<p>選抜昇任の選考実施基準</p> <p>別表第9の3（第15条関係）</p>	<p>【事項4 警察官の昇任試験等の見直し】</p> <p>選抜昇任選考の基準について、以下の通り規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各階級共通事項：専門、音楽隊員、航空機操員等の種別を廃止 ○選抜昇任選考については、専門等の区分の見直しに合わせて、必要な受験資格（勤務年数）を整理（巡査部長：巡査4年以上、警部補：巡査部長4年以上）
<p>巡査部長昇任試験実施基準</p> <p>別表第10（第16条関係）</p>	<p>【事項4 警察官の昇任試験等の見直し】</p> <p>巡査部長昇任試験の実施基準について、以下の通り規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○種別：専門を削除（一部・二部のみとする。） ○試験科目及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 三次試験：逮捕術を削除
<p>警部補昇任試験実施基準</p> <p>別表第11（第17条関係）</p>	<p>【事項4 警察官の昇任試験等の見直し】</p> <p>警部補長昇任試験の実施基準について、以下の通り規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○種別：専門を削除 ○試験科目及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 三次試験：教練、点検、礼式及び逮捕術等術科を削除

警部昇任試験実施基準 別表第12（第18条関係）	<p>【事項4 警察官の昇任試験等の見直し】</p> <p>警部昇任試験の実施基準について、以下の通り規定</p> <p>○種別：<u>専門を削除</u>（一部・二部のみとする。 ※三部を二部に改正）</p>
係長職昇任選考実施基準 別表第15（第21条、第30条関係） 副主査職昇任選考実施基準 別表第22（第29条関係）	<p>【事項4 警察官の昇任試験等の見直し】</p> <p>係長職昇任選考の実施基準について、以下の通り規定</p> <p>○警察官 種別：<u>専門を削除</u></p> <p>【事項5 警察行政職員の昇任選考の見直し】</p> <p>係長職昇任選考及び副主査職昇任選考の実施基準について、以下の通り規定</p> <p>○警察行政職員 選考方法（一般事務）：<u>常識を削除</u></p>
施 行 期 日 附則第1項 第2号 第3号	令和8年4月1日：下記以外 令和8年1月1日：警察行政職員の再採用制度の導入 令和8年2月1日：選抜昇任の専門種別廃止、巡査部長昇任試験の専門種別及び逮捕術の廃止
準 備 行 為 経過措置第3項	改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用又は昇任若しくは昇職に関し必要な手続きその他の準備行為は、それぞれ施行日前においても行うことができる。

監. 警. 人 1. 制 1 第 6 8 2 5 号
令 和 7 年 1 月 2 7 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

警視総監 迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和 61 年 3 月 27 日訓令甲第 3 号）

2 改正の理由

- (1) 採用数の減少に対応するため、警察行政職員の採用方法に再採用制度を導入し、即戦力となる人材の確保を図る必要がある。
- (2) 自動車整備士の採用数の減少に対応するため、採用基準の見直しを行い、新卒者及び経験者の採用拡大を図る必要がある。
- (3) 栄養士法の改正に伴い、採用基準を改正する必要がある。
- (4) 各部門の専門性の向上、各部横断的な対応の必要性、労働環境の変化を踏まえ、各級昇任試験及び選抜昇任における専門種別を廃止し、一般種別に一本化する必要がある。
- (5) 各級昇任試験で審査すべき能力と日々の訓練の実態を踏まえ、試験の実施方法を見直し、警部補昇任試験における教練、点検、礼式及び逮捕術を廃止し、巡査部長昇任試験における逮捕術を廃止する必要がある。
- (6) 警察行政職員の係長職及び副主査職昇職選考の試験科目を見直し、より実務に即した内容とするため、常識問題を廃止する必要がある。

3 改正案文

別添のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

ただし、警察行政職員再採用選考の導入については、令和 8 年 1 月 1 日から、選抜昇任の一本化及び巡査部長試験の専門の廃止・逮捕術の廃止については、令和 8 年 2 月 1 日からとする。

警視庁職員任用規程及び警視庁職員任用規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月 日

警視総監 迫 田 裕 治

警視庁職員任用規程及び警視庁職員任用規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程
(警視庁職員任用規程の一部改正)

第1条 警視庁職員任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) かつて、警視庁の警察行政職員であった者を、その者の経歴に相当した職級以下の警察行政職員として採用するとき。

第7条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

第9条中「選考により警察行政職員」を「第7条第1項第1号に基づく選考により警察行政職員」に改め、「(経験者採用選考により採用する場合は、人事委員会の承認を得て別に定める選考基準)」を削り、同条に次の2項を加える。

2 第7条第1項第2号の規定に基づく選考により警察行政職員を採用する場合は、別表第3の2に定める採用選考基準及び選考方法によるほか、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

(1) 懲戒免職その他非違によって退職した者でないこ

と。

(2) 在職当時の勤務成績が優良であること。

(3) 人物性向等について審査の結果、警察行政職員として支障のない者であること。

3 経験者採用選考により警察行政職員を採用する場合は、人事委員会の承認を得て別に定める選考基準によるものとする。

第9条の2第1項中「警視庁行政職員」を「警視庁警察行政職員」に改める。

別表第3 医療技術系の項中

「

栄養士の免許を有する者	40歳未満	を
-------------	-------	---

」

「

栄養士若しくは管理栄養士の免許を有する者又は栄養士若しくは管理栄養士の免許を取得見込みの者	40歳未満	に改め、
---	-------	------

」

同表技能系の項中

「

自動車運転の免許を有する者	40歳未満	を
自動車整備士の技能検定に合格した者		
当該業務に必要な免許を有する者		

」

「

自動車運転の免許を有する者	40歳未満	
自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（同一年度内に修了する見込みの者を含む。）	50歳未満	に改める。
当該業務に必要な免許を有する者	40歳未満	

」

別表第3の3を別表第3の4とし、別表第3の2を別表第3の3とし、別表第3の次に次の1表を加える。

【写真原稿①（新別表第3の2）】

別表第7備考の項中

「6 経験者採用選考による採用者については、この基準表にかかわらず都の基準による。ただし、5級職に任用されるための最低資格年数は5年とする。」

を

「6 経験者採用選考による採用者については、この基準表にかかわらず都の基準による。ただし、5級職に任用されるための最低資格年数は5年とする。」

7 第9条第2項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、過去に警視庁警察行政職員として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたものとする。

」

に改める。

別表第9の3から別表第12までを次のように改める。

【写真原稿②（新別表第9の3）】

【写真原稿③（新別表第10）】

【写真原稿④（新別表第11）】

【写真原稿⑤（新別表第12）】

別表第15を次のように改める。

【写真原稿⑥（新別表第15）】

別表第21備考の項中

「 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。」

を

「1 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。

2 第9条第2項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、過去に警視庁警察行政職員として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたものとする。」

に改める。

別表第22中「、警察実務及び常識」を「及び警察実務」に改める。

(警視庁職員任用規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 警視庁職員任用規程の一部を改正する規程（令和7年8月25日訓令甲第24号）の一部を次のように改める。

別表第1の3の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第1の3の次に次の1表を加える。

【写真原稿⑦（新別表第1の4）】

別表第6中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改める改正規定を次のように改める。

別表第6の備考中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「当該採用時からの在職年数」を「過去に警視庁警察官として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたもの」に改める。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 施行日前に警視庁職員任用規程第4条第2号の規定により採用された警察官の同規程第13条第2項に規定する在職年数については、新任用規程別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第9条の2第1項の改正規定に限る。）、第2条の規定及び附則第3項の規定 令和7年12月 日

(2) 第1条の規定（第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第9条の改正規定、同条に2項を加える改正規定及び別表第3の3を別表第3の4とし、別表第3の2を別表第3の3とし、別表第3の次に1表を加える改正規定に限る。） 令和8年

1月1日

(3) 第1条の規定（別表第9の3から別表第12までを次のように改める改正規定中別表第9の3及び別表第10を次のように改める部分に限る。）令和8年2月1日
(経過措置)

2 令和8年1月1日から令和13年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新任用規程」という。）別表第3の2の適用については、同表中「65歳」とあるのは、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間においては「64歳」とする。

(準備行為)

3 新任用規程に基づく採用又は昇任若しくは昇職に關し必要な手続その他の準備行為は、それぞれ令和8年4月1日又は第1項第2号若しくは第3号に定める日前においても行うことができる。

【写真原稿①（新別表第3の2）】

別表第3の2（第9条関係）

第9条第2項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区分	内 容	
選考基準	国籍	日本の国籍を有する者であること。
	経歴等	警視庁の警察行政職員として1年以上の勤務実績を有する者
	年齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において65歳未満である者
	身体	職務執行に支障がないこと。
選考方法	一次選考	適性検査（心理検査） 職務執行上必要な適性について検査を行う。 筆記考查 論文考查を行う。
	二次選考	身体検査 職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。 面接考查 面接により、主として人物を評定する。
備考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分及び職種と同一の採用区分及び職種により、当該時点での職級以下において採用する。	

【写真原稿②（新別表第9の3）】

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準		
巡査部長	勤務年数	巡査として4年以上の勤務実績を有する者
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者
	勤務成績	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。
警部補	勤務年数	巡査部長として4年以上の勤務実績を有する者
	勤務成績	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。
警部	勤務年数	警部補として4年以上の勤務実績を有する者
	勤務成績	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。

【写真原稿③（新別表第10）】

別表第10（第16条関係）

巡査部長昇任試験実施基準		
種別 条件	一 部	二 部
受験資格	勤務年数	巡査として、I類採用者は2年、II類採用者は3年、III類採用者は4年以上の勤務実績を有する者
	術 技	I類採用者であって、巡査として1年以上の勤務実績を有する者
試験科目及び方法		柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者
試験科目及び方法	一 次	一般常識、警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。
	二 次	1 警察法規及び警察実務について択一式及び選択式の筆記試験を行う。 2 捜査実務に関する記述式の筆記試験を行う。
	三 次	1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検及び礼式の考查を行う。 3 面接による人物考查を行う。
合 格 基 準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。	
そ の 他	1 二部の試験は、当該勤務年数の欄に定める資格要件を満たした後、最初に行われる昇任試験1回に限り受験することができる。 2 三次試験の論文は、二次試験日に実施する。 3 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 4 II類及びIII類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、I類採用者の受験資格と同様とする。 5 III類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、II類採用者の受験資格と同様とする。	

【写真原稿④（新別表第11）】

別表第11（第17条関係）

警部補昇任試験実施基準		
受験資格	勤務年数	巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者
	技術	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者
	一次	警察法規、警察実務及び一般教養について択一式の筆記試験を行う。
試験科目及び方法	二次	次の5科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択 5 捜査実務
	三次	面接による人物考査を行う。
合格基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。	
備考	1 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 2 II類及びIII類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、I類採用者の受験資格と同様とする。 3 III類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、II類採用者の受験資格と同様とする。	

【写真原稿⑤（新別表第12）】

別表第12（第18条関係）

警部昇任試験実施基準			
条件	種別	一 部	二 部
受験資格	勤務年数	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	係長職警部補として2年以上の勤務実績を有する者
	術技	問わない。	
試験科目及び方法	一 次	警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。	
	二 次	次の4科目について筆記試験を行う。 1 警察管理 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 捜査実務	
	三 次	面接による人物考査を行う。	
合 格 基 準		試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。	

【写真原稿⑥（新別表第15）】

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準					
警察官	選考資格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者			
	選考方法	警察法規及び警察実務についての択一式の筆記考査			
	合格基準	筆記考査、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。			
警察行政職員	種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系	
		一部	二部		
警察行政職員	選考資格	別表第5の2級職として5年以上の勤務実績を有する者	別表第5の2級職として7年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が50歳以上の者	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が63歳未満の者	
	選考方法	一般事務	1 論文考査 2 警察法規及び警察実務についての短答式考査 3 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査	
		上記以外の職務	1 論文考査 2 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査	
合 格 基 準		筆記考査、面接試問、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。			
備 考		1 技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Iの職種に適用する。 2 経験者採用選考による2級職採用者に係る選考資格については、勤務実績を2年短縮する。			

【写真原稿⑦（新別表第1の4）】

採用区分	選考基準					選考方法						採用要件								
	国籍	学歴区分		必要な職務経験年数	年齢	身体	一次選考		二次選考											
							書類選考	筆記考査	適性検査（心理検査）	適性検査（心理検査）	身体検査	体力検査	面接考査							
I類	日本の国籍を有する者	大学院修了	博士課程	大学院の博士課程、修士課程又は専門職学位課程を修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	別表第1の身体と同じ。	別表第1の身体と同じ。 職務執行上有用な職歴等について評定する。	適性検査（能力検査）	職務執行上必要な適性について検査する。	職務執行上必要な適性について検査する。	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。	職務執行上必要な体力の有無について検査を行う。	人物性向等について審査の結果、審査官として支障のない者であること。 面接により、主として人物を評定する。							
			修士課程																	
			専門職学位課程																	
		大学卒業	5年制	大学を卒業後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者																
			専攻科																	
			4年制																	
		短期大学等卒業	3年制	3年制の短期大学等を卒業後、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者																
			2年制	2年制の短期大学等を卒業後、民間等における4年以上の有用な職歴を有する者																
		高校等卒業	専攻科	高校等の専攻科を卒業後、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者																
			3年制	高校等を卒業後、民間等における6年以上の有用な職歴を有する者																
			2年制	専修学校等を卒業後、民間等における7年以上の有用な職歴を有する者																
		中学校等卒業		中学校等を卒業後、民間等における9年以上の有用な職歴を有する者																
備考		年齢は、二次選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。																		

警視庁職員任用規程（昭和 61 年 3 月 27 日訓令甲第 3 号）新旧対照表

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第 1 条から第 6 条まで（現行のとおり） （採用の方法） 第 7 条 警察行政職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、試験によりそれぞれの職に採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考により採用することができる。 (1)（現行のとおり） (2)かつて、警視庁の警察行政職員であった者を、その者の経歴に 相当した職級以下の警察行政職員として採用するとき。 (3)（現行のとおり） 2 試験又は選考による採用職種は、別表第 2（前項第 3 号の規定に基づく選考（以下「経験者採用選考」という。）による採用職種は、別表第 2 の 2）のとおりとする。 第 8 条（現行のとおり） （選考による採用） 第 9 条 第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づく選考により警察行政職員を採用する場合は、別表第 3 に定める選考基準によるほか、身体検査及び人物性向等についての審査を行つた上、採用するものとする。 2 第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づく選考により警察行政職員を	目次（略） 第 1 条から第 6 条まで（略） （採用の方法） 第 7 条 警察行政職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、試験によりそれぞれの職に採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考により採用することができる。 (1)（略） (新設) (2)（略） 2 試験又は選考による採用職種は、別表第 2（前項第 2 号の規定に基づく選考（以下「経験者採用選考」という。）による採用職種は、別表第 2 の 2）のとおりとする。 第 8 条（略） （選考による採用） 第 9 条 選考により警察行政職員を採用する場合は、別表第 3 に定める選考基準（経験者採用選考により採用する場合は、人事委員会の承認を得て別に定める選考基準）によるほか、身体検査及び人物性向等についての審査を行つた上、採用するものとする。 (新設)

採用する場合は、別表第3の2に定める採用選考基準及び選考方法によるほか、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 懲戒免職その他非違によって退職した者でないこと。
- (2) 在職当時の勤務成績が優良であること。
- (3) 人物性向等について審査の結果、警察行政職員として支障のない者であること。

3 経験者採用選考により警察行政職員を採用する場合は、人事委員会の承認を得て別に定める選考基準によるものとする。

(採用の方法)

第9条の2 定年前再任用短時間勤務職員は、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁警察行政職員主任職任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第4号)に定める主任の職以下において採用するものとする。

2 (現行のとおり)

第9条の3から第43条まで (現行のとおり)

別表第1から別表第2の2まで (現行のとおり)

(新設)

(採用の方法)

第9条の2 定年前再任用短時間勤務職員は、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁行政職員主任職任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第4号)に定める主任の職以下において採用するものとする。

2 (略)

第9条の3から第43条まで (略)

別表第1から別表第2の2まで (略)

別表第3（第9条関係）

警察行政職員の採用選考基準

職群	職種	職務名	採用区分	職	選考の基準及び方法等		
					経歴・免許等	年齢	選考方法
事務系	通訳	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
一般技術系	鑑識技術から音楽指導まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
医療技術系	医師から看護士まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
栄養士		(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	40歳未満		
技能系	自動車運転	自動車運転	(現行のとおり)	自動車運転の免許を有する者	40歳未満	(現行のとおり)	
	自動車整備	自動車整備	(現行のとおり)	自動車整備士の技能検定に合格した者 又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（同一年度内に修了する見込みの者を含む。）	50歳未満		
	機械管理	機械管理		当該業務に必要な免許を有する者	40歳未満		
	海技	海技		(現行のとおり)	(現行のとおり)		
	技能 I	電話交換		(現行のとおり)	(現行のとおり)		
	一般技能			(現行のとおり)	(現行のとおり)		
	技能 II	一般技能		(現行のとおり)	(現行のとおり)		
業務系	業務	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

別表第3（第9条関係）

警察行政職員の採用選考基準

職群	職種	職務名	採用区分	職	選考の基準及び方法等		
					経歴・免許等	年齢	選考方法
事務系	通訳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般技術系	鑑識技術から音楽指導まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医療技術系	医師から看護師まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
栄養士		(略)	(略)	(略)	栄養士の免許を有する者	40歳未満	
技能系	自動車運転	自動車運転	(略)	自動車運転の免許を有する者	自動車運転の免許を有する者	40歳未満	(略)
	自動車整備	自動車整備		自動車整備士の技能検定に合格した者			
	機械管理	機械管理		当該業務に必要な免許を有する者			
	海技	海技		(略)	(略)		
	技能 I	電話交換		(略)	(略)	(略)	
	一般技能			(略)	(略)	(略)	
	技能 II	一般技能		(略)	(略)	(略)	
業務系	業務	(略)		(略)			

備考 (現行のとおり)

別表第3の2 (第9条関係)

第9条第2項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区分	内容	
選考基準	国籍	日本の国籍を有する者であること。
	経歴等	警視庁の警察行政職員として1年以上の勤務実績を有する者
	年齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において65歳未満である者
	身体	職務執行に支障がないこと。
選考方法	一次選考	適性検査 (心理検査) 筆記考査
		論文考査を行う。
	二次選考	身体検査 職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。 面接考査
		面接により、主として人物を評定する。
備考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分及び職種と同一の採用区分及び職種により、当該時点での職級以下において採用する。	

別表第3の3及び別表第3の4 (現行のとおり)

別表第4及び別表第5 (現行のとおり)

別表第7 (第26条関係)

職級基準 (II) 任用資格基準表

採用区分 \ 職級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職
I類	0	5	5	5	5
II類	0	7	5	5	5
III類	0	9	5	5	5
備考	1から6まで (現行のとおり) 7 第9条第2項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、過去に警視庁警察行政職員として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたものとする。				

別表第8から別表第9の2まで (現行のとおり)

備考 (略)

(新設)

別表第3の2及び別表第3の3 (略)

別表第4及び別表第5 (略)

別表第7 (第26条関係)

職級基準 (II) 任用資格基準表

採用区分 \ 職級	1級職	2級職	3級職	4級職	5級職
I類	0	5	5	5	5
II類	0	7	5	5	5
III類	0	9	5	5	5
備考	1から6まで (略) (新設)				

別表第8から別表第9の2まで (略)

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準

巡査として4年以上の勤務実績を有する者

巡査部長	勤務年数	<u>巡査として4年以上の勤務実績を有する者</u>
術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者	
勤務成績	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者	
選考方法	(現行のとおり)	

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準

種別 階級等	一部	二部	専門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別検査官
巡査部長	勤務年数	巡査として、I類、II類として採用者は3年、I類、III類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	巡査として、I類採用者は8年、II類採用者は10年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1. 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2. 交通、警備、公安、年、III類採用者は10年以上の勤務実績を有する者 3. 刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1. 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2. 現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1. 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2. 現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機操縦員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1. 巡査として、I類採用者は3年、II類採用者は5年、III類採用者は7年以上の勤務実績を有する者 2. 現に柔剣道助教であつて、かつ、柔剣道助教として3年以上の勤務実績を有する者
術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者						柔剣道いずれか5段以上で、かつ、逮捕術が4段以上の者
勤務成績	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者						
選考方法	(略)						

別表第10（第16条関係）

巡査部長昇任試験実施基準		
種別 ＼ 条件	一部	二部
受験資格	(現行のとおり)	(現行のとおり)
技術	(現行のとおり)	
試験科目	一(現行のとおり)	
項目及び方法	二(現行のとおり)	
合格基準	三 1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検及び礼式の考査を行う。 3 面接による人物考査を行う。	
その他	(現行のとおり)	

別表第10（第16条関係）

巡査部長昇任試験実施基準		
種別 ＼ 条件	一般	専門
受験資格	(略)	(略) <u>交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に、I類採用は2年、II類採用者は3年、III類採用者は4年以上の勤務実績を有する者</u>
技術	(略)	
試験科目	一(略)	
項目及び方法	二(略)	
合格基準	三 1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 3 面接による人物考査を行う。	
その他	(略)	

別表第11（第17条関係）

警部補昇任試験実施基準		
受験資格	巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者	

別表第11（第17条関係）

警部補昇任試験実施基準		
種別 ＼ 条件	一般	専門
受験資格	巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に巡査部長として1年以上、かつ、各階級を通じて、I類採用者は3年、II類採用者は5

			年、Ⅲ類採用者は7年以上の勤務実績を有する者
試験 科 目 及 び 方 法	術 技 (現行のとおり)	術 技 (略)	
試 験 次 科 目 及 び 方 法	一 (現行のとおり)	一 (略)	
二 次 科 目 及 び 方 法	次の5科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択 5 捜査実務	二 次 科 目 及 び 方 法	次の5科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択 5 捜査実務
三 次 合 格 基 準 備 考	面接による人物考査を行う。	三 次 合 格 基 準 備 考	次の3科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 面接による人物考査を行う。
	(現行のとおり)	合格 (略)	
	(現行のとおり)	基準 (略)	

別表第12（第18条関係）

警部昇任試験実施基準		
種別 条件	一部	二部
受 験 資 格 年 数	(現行のとおり)	(現行のとおり)
術 技	(現行のとおり)	
試 験 科 目 及 び 方 法	一 (現行のとおり)	一 (略)
二 次 科 目 及 び 方 法	(現行のとおり)	二 (略)
三 (現行のとおり)	三 (略)	

別表第12（第18条関係）

警部昇任試験実施基準		
種別 条件	一般 一部	専門 三部
受 験 資 格 年 数	(略)	(略)
術 技	(略)	
試 験 科 目 及 び 方 法	一 (略)	次の3科目について筆記試験を行う。 1 警察管理 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択
二 次 科 目 及 び 方 法	(略)	面接による人物考査を行う。
三 (現行のとおり)	(略)	

	次		
合格基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して <u>合格者</u> を決定する。	合格基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して、 <u>合格者</u> を決定する。
別表第13及び別表第14 (現行のとおり)		別表第13及び別表第14 (略)	
別表第15 (第21条、第30条関係)		別表第15 (第21条、第30条関係)	
係長職昇任選考実施基準		係長職昇任選考実施基準	
警察官資格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	警種別 条件	一部 専門
選考方法	警察法規及び警察実務についての <u>択一式筆記考查</u>	選考資格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者 交通、警備、公安、刑事、生活安全のいづれかの部の捜査又は情報担当の警部補及びこれに相当する警察署の警部補として現に捜査等に従事中の者で、これらの職務に警部補として4年以上、かつ、各階級を通じて7年以上の勤務実績を有する者
合格基準	(現行のとおり)	選考方法	警察法規及び警察実務についての <u>択一式筆記考查</u> 次の3科目についての筆記考查 1 警察管理 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択
警察行政職員資格	事務・一般技術・医療技術系 一部 (現行のとおり)	技能系・業務系 二部 (現行のとおり) (現行のとおり)	合格基準 (略)
選考方法	1 論文考查 2 警察法規及び警察実務についての短答式考查 3 個人面接による人物考查 (現行のとおり)	警種別 条件 選考方法	事務・一般技術・医療技術系 一部 (略)
上記以外の職	(現行のとおり)	技能系・業務系 二部 (現行のとおり)	技能系・業務系 (略)
		選考方法	1 論文考查 2 警察法規、警察実務及び常識についての短答式考查 3 個人面接による人物考查 (略)
		上記以外の	(略)

	務			
合格基準	(現行のとおり)			
備考	(現行のとおり)			

別表第16から別表第20まで (現行のとおり)

別表第21 (第26条関係)

職級基準 (III) 任用資格基準表

職級区分	1級職	2級職	3級職	4級職	
技能系・業務系	0	16	4	3	
備考	1 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。 2 第9条第2項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、過去に警視庁警察行政職員として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたものとする。				

別表第22 (第29条関係)

副主査職昇任選考実施基準				
種別	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系	
条件	一部	二部		
選考資格	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
選考方法	一般事務 1 論文考查 2 警察法規及び警察実務についての短答式考查 3 個人面接による人物考查		(現行のとおり)	
上記以外の職務	(現行のとおり)			
合格基準	(現行のとおり)			
備考	(現行のとおり)			

別表第23及び別表第24 (現行のとおり)

別記様式第1から別記様式第7まで (現行のとおり)

	職務			
合格基準	(略)			
備考	(略)			

別表第16から別表21まで (略)

別表第21 (第26条関係)

職級基準 (III) 任用資格基準表

職級区分	1級職	2級職	3級職	4級職	
技能系・業務系	0	16	4	3	
備考	表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。 <u>(新設)</u>				

別表第22 (第29条関係)

副主査職昇任選考実施基準				
種別	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系	
条件	一部	二部		
選考資格	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
選考方法	一般事務 1 論文考查 2 警察法規及び警察実務についての短答式考查 3 個人面接による人物考查		(現行のとおり)	(現行のとおり)
上記以外の職務	(現行のとおり)			
合格基準	(現行のとおり)			
備考	(現行のとおり)			

別表第23及び別表第24 (略)

別記様式第1から別記様式第7まで (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定（第9条の2第1項の改正規定に限る。）、第2条の規定及び附則第3項の規定 令和7年12月 日
 - (2) 第1条の規定（第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第9条の改正規定、同条に2項を加える改正規定及び別表第3の3を別表第3の4とし、別表第3の2を別表第3の3とすし、別表第3の次に1表を加える改正規定に限る。） 令和8年1月1日
 - (3) 第1条の規定（別表第9の3から別表第12までを次のように改める改正規定中別表第9の3及び別表第10を次のように改める部分に限る。） 令和8年2月1日
- (経過措置)
2 令和8年1月1日から令和13年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新任用規程」という。）別表第3の2の適用については、同表中「65歳」とあるのは、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間においては「64歳」とする。
- (準備行為)
3 新任用規程に基づく採用又は昇任若しくは昇職に関し必要な手続その他の準備行為は、それぞれ令和8年4月1日又は第1項第2号若しくは第3号に定める日前においても行うことができる。

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程(令和7年8月25日訓令甲第24号)の一部を改正する規程 新旧対照表

改正案										現行									
第4条に1号を加える改正規定から別表第1の2の改正規定まで（現行のとおり）										第4条に1号を加える改正規定から別表第1の2の改正規定まで（略）									
別表第1の3の次に次の1表を加える。										別表第1の3の次に次の1表を加える。									
別表第1の4（第6条関係）										社会人採用選考の基準及び方法									
採用区分	選考基準			選考方法						採用要件	選考基準								
	国籍	学歴区分	必要な職務経験年数	年齢	身体	書類選考	一次選考	二次選考	面接選考		国籍	学歴区分	必要な職務経験年数	年齢	身体	書類選考	一次選考	二次選考	採用件
I類 日本の国籍を有する者	博士課程修了	大学院の博士課程修了後、専門職修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	博士課程修了	大学院修了	博士課程修了後、専門職修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未満	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	修士課程	大学を卒業後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	修士課程	大学院修了	修士課程修了後、専門職修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未満	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	専門職修了	大学を卒業後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	専門職修了	大学院修了	専門職修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未満	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	6年制専攻科	大学を卒業後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	6年制専攻科	大学院修了	6年制専攻科修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未満	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	4年制専攻科	大学を卒業後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	4年制専攻科	大学院修了	4年制専攻科修了後、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未満	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	定期大学等卒業	③年制の短期大学等を卒業後、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	定期大学等卒業	大学院修了	定期大学等卒業後、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未満	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	3年制定期大学等卒業	②年制の短期大学等を卒業後、民間等における4年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	3年制定期大学等卒業	大学院修了	3年制定期大学等卒業後、民間等における4年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未溎	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	高校等卒業	高校等の専攻科を卒業後、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	高校等卒業	大学院修了	高校等卒業後、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未溎	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	3年制高校等卒業	高校等を卒業後、民間等における6年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	3年制高校等卒業	大学院修了	3年制高校等卒業後、民間等における6年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未溎	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
	2年制高校等卒業	専修学校等を卒業後、民間等における7年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	2年制高校等卒業	大学院修了	2年制高校等卒業後、民間等における7年以上の有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未溎	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件
中学校等卒業	中学校等を卒業後、民間等における9年以上的有用な職歴を有する者	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	24歳以上 85歳未満	論理性検査(能力検査)	筆記考査	適性検査(心理検査)	体力検査	面接選考	中学校等卒業	大学院修了	中学校等卒業後、民間等における9年以上的有用な職歴を有する者	24歳以上 65歳未溎	24歳以上 65歳未溎	筆記考査	一次選考	二次選考	採用件	
	備考	年齢は、二次選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。								備考	年齢は、二次選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。								

別表第6備考の項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「当該採用時からの在職年数」を「過去に警視庁警察官として在職した年数に、同項の規定により採用されてからの在職年数を加えたもの」に改める。

附 則

1 及び 2 (現行のとおり)

3 施行日前に警視庁職員任用規程第4条第2号の規定により採用された警察官の同規程第13条第2項に規定する在職年数については、新任用規程別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 (現行のとおり)

別表第6中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

1 及び 2 (略)

(新設)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 (第9条の2第1項の改正規定に限る。)、第2条の規定及び附則第3項の規定 令和7年12月 日

(2) 第1条の規定 (第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第9条の改正規定、同条に2項を加える改正規定及び別表第3の3を別表第3の4とし、別表第3の2を別表第3の3とし、別表第3の次に1表を加える改正規定に限る。) 令和8年1月1日

(3) 第1条の規定 (別表第9の3から別表第12までを次のように改める改正規定中別表第9の3及び別表第10を次のように改める部分に限る。) 令和8年2月1日

(経過措置)

2 令和8年1月1日から令和13年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新任用規程」とい

う。) 別表第3の2の適用については、同表中「65歳」とあるのは、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間においては「64歳」とする。

(準備行為)

3 新任用規程に基づく採用又は昇任若しくは昇職に関し必要な手続その他の準備行為は、それぞれ令和8年4月1日又は第1項第2号若しくは第3号に定める日前においても行うことができる。

(準備行為)

3 第1条の規定による改正後の任用規程に基づく採用又は昇任若しくは昇職に関し必要な手続その他の準備行為は、それぞれ令和8年4月1日又は前項第2号若しくは第3号に定める日前においても行うことができる。

警視庁職員任用規程（現行規程・一部抜粋）

昭和 61 年 3 月 27 日

訓令甲第 3 号

第 2 章 採用

第 1 節 警察官の採用

(採用の方法)

第 7 条 警察行政職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、試験によりそれぞれの職に採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考により採用することができる。

- (1) 職務の特殊性により試験により難い場合で人事委員会の承認を得たとき。
 - (2) 民間等における有用な職歴を有する者を、その者の経歴等に相当した職級の警察行政職員として採用するとき。
- 2 試験又は選考による採用職種は、別表第 2（前項第 2 号の規定に基づく選考（以下「経験者採用選考」という。）による採用職種は、別表第 2 の 2）のとおりとする。

(選考による採用)

第 9 条 選考により警察行政職員を採用する場合は、別表第 3 に定める選考基準（経験者採用選考により採用する場合は、人事委員会の承認を得て別に定める選考基準）によるほか、身体検査及び人物性向等についての審査を行つた上、採用するものとする。

別表第 3（第 9 条関係）※該当部分のみ抜粋

医療技術系	医 師	医 師	——	医療職給料表 (一) 1級主事	医師の免許を有する者	50 歳未満	経験及び資格審査面接試験
	診療放射線	放射線技術	診療放射線技師の免許を有する者				
	臨 床 検 查	臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者	40 歳未満			
	保 健 師	保 健 師	医療職給料表 (三) 1級主事	保健師の免許を有する者	45 歳未満	経験及び資格審査面接試験	
	看 護 師	看 護 師	看護師	看護師の免許を取得見込みの者	45 歳未満		
	栄 義 士	栄 義 士	医療職給料表 (三) 1級主事	看護師の免許を有する者	65 歳未満		
	栄 義 士	栄 義 士	医療職給料表 (二) 1級主事	栄養士の免許を有する者	40 歳未満		
	自動車運転	自動車運転	行政職給料表 (二) 1級主事	自動車運転の免許を有する者	40 歳未満		
技能系	自動車整備	自動車整備		自動車整備士の技能検定に合格した者	40 歳未満	経験及び資格審査面接試験	
	機械管理	機械管理		当該業務に必要な免許を有する者	50 歳未満		
	海 技	海 技		海技士若しくは小型船舶操縦士（特殊を除く。）の免許を有する者又は当該業務に必要な能力を有する者	50 歳未満		
	技 能 I	電 話 交 換		当該業務に必要な能力を有する者	40 歳未満		
	技 能 II	一 般 技 能		当該業務に必要な能力を有する者	50 歳未満		
業務系	業 務	一 般 業 務	——	行政職給料表 (二) 1級主事	当該業務に必要な能力を有する者	65 歳未満	経験審査面接試験

別表第6（第13条関係）

別表第6（第13条関係）

職級基準（I）任用資格基準表

採用区分 職級	1 級職	2 級職	3 級職	4 級職	5 級職	6 級職	7 級職	8 級職
I 類	0	3	1	4	3	3	3	2
II 類	0	4	2	4	3	3	3	2
III 類	0	5	3	4	3	3	3	2
備 考	1 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。 2 管理職昇任選考合格者については、6級職への資格年数を1年短縮することができる。 3 第6条第2項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、当該採用時からの在職年数とする。							

別表第7（第26条関係）

別表第7（第26条関係）

職級基準（II）任用資格基準表

採用区分 職級	1 級職	2 級職	3 級職	4 級職	5 級職
I 類	0	5	5	5	5
II 類	0	7	5	5	5
III 類	0	9	5	5	5
備 考	1 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。 2 経験者採用試験による採用者については、I類採用者と同様とする。ただし、2級職に任用されるための最低資格年数は3年とする。 3 医師については、この基準表にかかわらず都の基準による。 4 医療技術系職種のII類採用者のうち、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者について、都の基準に基づき2級職に任用されるための最低資格年数を1年短縮する。 5 看護師採用選考による採用者については、II類採用者と同様とする。ただし、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者については1年、大学卒業の者については2年、それぞれ都の基準に基づき2級職に任用されるための最低資格年数を短縮する。 6 経験者採用選考による採用者については、この基準表にかかわらず都の基準による。ただし、5級職に任用されるための最低資格年数は5年とする。				

別表第9の3（第15条関係）

別表第9の3（第15条関係）

選抜昇任の選考実施基準														
種別 階級等		一部	二部	専門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別捜査官						
巡査部	勤務年数	巡査として、I類採用者は3年、II類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	巡査として、I類採用者は8年、II類採用者は10年、III類採用者は12年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査として、I類採用者は7年、II類採用者は9年、III類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査として、I類採用者は3年、II類採用者は5年、III類採用者は7年以上の勤務実績を有する者 2 現に柔剣道助教であつて、かつ、柔剣道助教として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。						
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者					柔剣道いずれか5段以上で、かつ、逮捕術が4段以上の者							
	勤務成績	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者											
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。												
警部	勤務年数	巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者	巡査部長として10年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査部長として9年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者	現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊に勤務する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦員として6年以上の勤務実績を有する者	現に柔剣道教師又は助教であつて、かつ、武道指導に従事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	特別捜査官として任用され、かつ、巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者						
	術技							柔剣道いずれか6段以上の者						
	勤務成績	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者	平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者											
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。												
警部	勤務年数	警部として4年以上の勤務実績を有する者												
	勤務成績	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者												
	選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試問を総合的に勘案して行う。												

別表第10（第16条関係）

別表第10（第16条関係）

巡査部長昇任試験実施基準				
種別 条件	一般		専門	
	一部	二部		
受験資格	勤務年数	巡査として、I類採用者は2年、II類採用者は3年、III類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	I類採用者であつて、巡査として1年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に、I類採用者は2年、II類採用者は3年、III類採用者は4年以上の勤務実績を有する者
試験科目及び方法	技術	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者		
試験科目及び方法	一次	一般常識、警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。		
	二次	1 警察法規、警察実務について択一式及び選択式の筆記試験を行う。 2 捜査実務に関する記述式の筆記試験を行う。		
	三次	1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考查を行う。 3 面接による人物考查を行う。		
合格基準		試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。		
その他		1 二部の試験は、当該勤務年数の欄に定める資格要件を満たした後、最初に行われる昇任試験1回に限り受験することができる。 2 三次試験の論文は、二次試験日に実施する。 3 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 4 II類及びIII類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、I類採用者の受験資格と同様とする。 5 III類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、II類採用者の受験資格と同様とする。		

別表第11(第17条関係)

別表第11(第17条関係)

警部補昇任試験実施基準				
種別 条件		一般	専門	
受 験 資 格	勤 務 年 数	巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること。 1 巡査部長として、I類採用者は1年、II類採用者は2年、III類採用者は3年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に巡査部長として1年以上、かつ、各階級を通じて、I類採用者は3年、II類採用者は5年、III類採用者は7年以上の勤務実績を有する者	
	術 技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術が1級以上及び拳銃操法が有級の者		
試 験 科 目 及 び 方 法	一 次	警察法規、警察実務及び一般教養について択一式の筆記試験を行う。		
	二 次	次の5科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択 5 捜査実務	次の3科目について筆記試験を行う。 1 論文 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択	
	三 次	1 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考查を行う。 2 面接による人物考查を行う。		
合 格 基 準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。			
備 考	1 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 2 II類及びIII類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、I類採用者の受験資格と同様とする。 3 III類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、II類採用者の受験資格と同様とする。			

別表第12（第18条関係）

別表第12（第18条関係）

警部昇任試験実施基準				
種別 条件	一般		専門	
	一部	三部		
受験資格	勤務年数	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	係長職警部補として2年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の警部補及びこれに相当する警察署の警部補として現に捜査等に従事中の者で、これらの職務に警部補として4年以上、かつ、各階級を通じて7年以上の勤務実績を有する者
	技術	問わない。		
試験科目及び方法	一 次	警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。		次の3科目について筆記試験を行う。 1 警察管理 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択
	二 次	次の4科目について筆記試験を行う。 1 警察管理 2 憲法及び行政法 3 刑法及び刑事訴訟法 4 捜査実務		面接による人物考査を行う。
	三 次	面接による人物考査を行う。		
合基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。			

別表第15（第21条、第30条関係）

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準				
	種別 条件	一 部	専 門	
警 察 官	選 考 資 格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全のいずれかの部の捜査又は情報担当の警部補及びこれに相当する警察署の警部補として現に捜査等に従事中の者で、これらの職務に警部補として4年以上、かつ、各階級を通じて7年以上の勤務実績を有する者	
	選 考 方 法	警察法規及び警察実務についての択一式筆記考查	次の3科目についての筆記考查 1 警察管理 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全警察のうち1科目選択	
	合 格 基 準	筆記考查、勤務経験及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。		
警 察 行 政 職 員	種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
		一 部	二 部	
	選 考 資 格	別表第5の2級職として5年以上の勤務実績を有する者	別表第5の2級職として7年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が50歳以上の者	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が63歳未満の者
	選 考 方 法	一般事務 1 論文考查 2 警察法規、警察実務及び常識についての短答式考查 3 個人面接による人物考查 上記以外の職務 1 論文考查 2 個人面接による人物考查	1 論文考查 2 個人面接による人物考查	1 論文考查 2 個人面接による人物考查
	合 格 基 準	筆記考查、面接試問、勤務経験及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。		
	備 考	1 技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Iの職種に適用する。 2 経験者採用選考による2級職採用者に係る選考資格については、勤務実績を2年短縮する。		

別表第 21 (第 26 条関係)

別表第 21 (第 26 条関係)

職 級 基 準 (Ⅲ) 任用資格基準表

職 級 区 分	1 級 職	2 級 職	3 級 職	4 級 職
技能系・業務系	0	1 6	4	3
備 考	表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。			

別表第 22 (第 29 条関係)

別表第 22 (第 29 条関係)

副 主 査 職 昇 任 選 考 実 施 基 準

種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系		
	一 部	二 部			
選考資格	別表第5の1級職として、 I類採用者は5年以上、 II類採用者は7年以上、 III類採用者は9年以上、 経験者採用試験及び経験者採用選考による採用者は、3年以上在職する者	別表第5の1級職として、 I類採用者は13年以上、 II類採用者は15年以上、 III類採用者は17年以上、 経験者採用試験による採用者は13年以上、経験者採用選考による採用者は12年以上在職し、かつ、年齢が40歳以上の者	別表第20の 1級職として 16年以上在職し、かつ、年齢が65歳未満の者		
選考方法	一般事務 1 論文考查 2 警察法規、警察実務及び常識についての短答式 3 個人面接による人物考查 上記職以外 1 論文考查 2 個人面接による人物考查	1 論文考查 2 個人面接による人物考查			
合 格 基 準	筆記考查、面接試問、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。				
備 考	1 有用な前職歴を有する者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数に通算できるものとする。 2 医療技術系職種のII類採用者のうち、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については、都の基準に基づき在職年数を1年短縮する。 3 看護師採用選考による採用者については、II類採用者と同様とする。ただし、3年制短期大学卒業の者及びこれに準ずると人事委員会が認める者の選考資格については1年、大学卒業の者の選考資格については2年、それぞれ都の基準に基づき在職年数を短縮する。 4 技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Iの職種に適用する。				